

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会

第53期第3回本審 議事録

1 日 時 令和3年8月5日（木） 14時30分～15時36分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟1階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、
高峰委員、本田委員

（労働者代表委員） 児玉委員、猿渡委員、中谷委員、
花岡委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、近藤委員
坂本委員、原委員

【事務局】（熊本労働局） 木下労働局長、佐保労働基準部長、渡邊賃金室長、奥山賃金指導官、秋吉専門監督官、中野専門監督官

4 議 題

（1）熊本県最低賃金の改正決定について（報告、答申）

（2）特定最低賃金の改正決定の必要性有無の答申について

（3）その他

5 議事内容

賃金指導官 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
ます。

ただいまから、第53期第3回熊本県最低賃金審議会を開催させていただきます。

なお、本日の審議会は取材のため、報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、ご協力をお願い申し上げます。

本日の委員のご出席は15名でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

熊本地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項に基づきまし

て、会議の公開の公示をいたしておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。

これから、金額審議に入りますので、マスコミの皆様には申し訳ありませんが、一旦ご退室をお願いいたします。金額審議が終わりましたら、ご案内いたします。

(マスコミ 退室)

賃金指導官 それでは、高峰会長に議事進行をお願いします。高峰会長よろしくをお願いいたします。

会長 それでは、議題に入っていきます。本日の議題は2つあります。1つは熊本県最低賃金の改正ということ、午前中、専門部会を開きまして、全会一致での結審とはなりませんでした。これについては、後で報告をします。それから、もう一つは特定最低賃金の改正の必要性の有無であります。

今日はこの2つが議題になっています。議題に入ります前に、委員から要望がありましたので、10分程度、それぞれの使用者側、労働者側で具体的な説明をする時間を作りたいと思います。では、一応10分ということにしますので、14時40分ぐらいまで。終わりましたら、またここに戻ってください。

(公使協議、公労協議)

会長 おそろいでございますかね。それでは再開したいと思います。

1番目の議題の熊本県最低賃金の改定につきまして、午前中に行われました第5回専門部会で結審いたしましたが、全会一致での結審とはなりませんでしたので、専門部会の報告に基づいて審議をお願いすることとなりました。

それでは、事務局から報告文を朗読いただいた後、部会長の私から報告をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

賃金指導官 それでは、報告文を朗読させていただきます。

令和3年8月5日

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿

熊本地方最低賃金審議会 熊本県最低賃金専門部会部会長
高峰武

熊本県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は令和3年7月8日、熊本地方最低賃金審議会において付託された熊本県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

- 1 公益代表委員 倉田賀世 高峰武 本田悟士
- 2 労働者代表委員 児玉智勝 猿渡研一 山本寛
- 3 使用者代表委員 岩永秀則 坂本浩 原悟

別紙1

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域 熊本県の区域
 - 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
 - 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
 - 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間821円
 - 5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発生日 令和3年10月1日
- 以上でございます。

会長

ありがとうございました。報告文の朗読が終わりました。

では、私から審議経過についてご報告したいと思います。まずは、今日の午前中まで入れますと、5回論議をしました。使用者側、労働者側それぞれ真摯な議論をしていただきまして、ありがとうございました。残念ながら、一致した金額になりませんでした。この5回の論議を若干振り返ってみたいと思います。

使用者側は、コロナ禍の先行きが見通せない、ましてますます状況が厳しくなっている、それから5年前の熊本地震の影響の中、今年の7月豪雨の影響で、特に県南地域で壊滅的な打撃を受けて、そういう中で今最低賃金を上げる理由はないというのが、使用者側の意見でございました。それから、これに対して労働者側は、生活の向上、それから地域間格差等々を考えれば、コロナ禍という事情は分かるけれども、ここは最低賃金アップを図る

べきだということで議論になりました。

最終的に4回行った結果、数字的なことで言えば、労働者側は30円、使用者側は据え置きということになりまして、このままでは双方が一致する金額がなかなか見通せないというところになりましたので、公益として基本的な考えを示した上で、具体的な数字の提案を行ったところであります。

私どもとしては、8つの視点から公益の考え方を説明いたしました。

1つは、原点に立ち返りたいということでありまして。これは何かと言いますと、最低賃金そのものの原点として、3つの要素があります。生計費と労働者の賃金、それから支払い能力。この3つについては、いずれかを重視するのではなくて、私どもとしては3つの観点からそれぞれ考慮したいということを挙げています。それが最低賃金制度の原点だということが1つあります。

2番目は、コロナ禍の中で宿泊、飲食が大打撃を受けているというのは、私たちも認識をしております、それはよく理解をしているつもりであります。そのことを十分考慮したいと思っております。同時に、特定の産業のみの賃金支払い能力に焦点を当ててではなくて、公益としては産業全体を見ていきたいということでありまして。トヨタの史上最高益でありますとか、半導体産業の動き等々ありますので、これも全体として公益はみたいと思いました。

それから、コロナ禍については非常に深刻であります。熊本もまん延防止の発出がありました。危機感を持って当たるのは当然だろうと思っております。ただし、その中で昨年と若干前提の違う面があるんじゃないですかということも申しました。それはワクチンの接種があつたり、治療薬の開発だったり、そこは昨年と少し前提が違いますね。

それから、4番目は賃金の面でも、春闘なども一応金額の中は別としてプラスということで、ここも公益としてはみていきたい。

それから、熊本の雇用条件について言いますと、有効求人倍率が1.41倍で5カ月連続で上昇をしている。しかも、九州では一応トップで全国で7番目。一応、これも楽観できる情勢ではありませんけれども、こういう数字も見ていきたい。

それから、6番目に、これは大きな要素なんですけれども、地

域間格差の問題があります。昨年、使用者側にも随分ご協力いただいて、中央が目安を示さない中で3円プラスという決断を出しました。それは、やっぱり地域間格差を何とかしたいという、これは熊本地方最低賃金審議会の総意だろうという気がしています。それで、今年、中賃で出された目安が28円というのは、例年4つのランクに分けてそれぞれの最低賃金が出ていたんですけれども、ここを1つにしてきた。それは、そこに中賃として、地域間格差の問題に、これを放置できないという視点もあったのではないかと私どもは受け止めました。ちなみに、全てのランクで、有額かつ同額の目安が統一されたのは平成22年以来のことでした。それはそれで地域間格差の問題を考えたい。

それから、7番目に影響率があります。28円、仮に引き上げたときに、16%近い影響率、これをなかなか超えるには厳しいというのが、私ども公益の考え方でありました。

8番目は、若干一転して現実に戻るんですけれども、28円という数字は中賃が示され、今、各都道府県で審議が進んでいる。その中で、大体採決の状況はありますけれども、最終結論としては28円というところでみんな決まっている。九州では、熊本の出方をみているところも多いというふうに聞いておりますけれども、全体の流れとしては28円というのはやっぱり無視できないんじゃないかと。この28円より仮に低くしたときに、どんなふうにハレーションみたいじゃないですけれども、起きてくるのか、そのこともある。そして、仮に今年そうだったとしたときに、来年度以降をどうするかというのは、議論もまた出てくるような気がします。そういう意味では、この28円というのは無視できない数字だということでありました。

以上の8点を総合的に踏まえて、公益としては28円を提案します。据え置きの使用、34円を主張された労働者側は、それぞれにご不満はあろうと思えますけれども、これまでの熊本の最低賃金審議会のいい伝統を踏まえながら、採決にあたってほしいということを申しました。

それから、この採決にあたっては、金額だけを基本的に答申しておりましたけれども、今年はこのいろんな制度の充実があるとそういうことを熊本の方に広くいろんなところに呼びかけてほしいということを提言として、答申案の本文の中に含めると

ということをお願いして、提案をしたところであります。総合的ということになりますけれども、28円というのを提案させていただきました。

ちょっと難しいと思いますけれども、結果的には聞いた人たちは「目安通りだね」となると思うんですけれども、この5回の審議を通じて、私たちも、審議の結果、28円になったと思っておりますので、そのところをご理解をいただければと思います。

以上、ただ今の私の審議経過の報告について何かご意見やご質問はありますでしょうか。

なければ、全会一致ではありませんでしたので、専門部会報告については本審としての決議が必要になります。

それでは、専門部会報告に対する採決を行いたいと思います。採決に入ります前に、事務局に定足数の確認をお願いいたします。

賃金指導官 ただいまの委員のご出席は15名でございますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会長 それでは、挙手の方法より採決を行いますので、よろしく願いいたします。

専門部会報告に賛成の方、挙手をお願いいたします。

賃金指導官 賛成9名です。

会長 賛成9名です。

それでは、専門部会報告に反対の方、挙手をお願いいたします。

賃金指導官 反対5名です。

会長 分かりました。

事務局から採決の結果を報告してください。

賃金指導官 それでは、採決の結果を報告します。採決の際の委員の出席は、会長を含めて15名ございました。会長は最低賃金審議会令

第5条第3項により、可否同数のときに決裁権を持っていることから、委員として評決に加わらないとされ、採決につきましては、会長を除く出席者全員を採決の基礎数とするとされております。

その結果、採決の基礎数は14名。賛成9名、反対5名。よって、賛成多数となりましたことをご報告いたします。

以上でございます。

会長

過半数の委員の賛成となりましたので、専門部会報告の通りに決議をされました。ただいまの採決により、結審に至りましたので、事務局の方で答申文を作成していただきたいと思っております。事務局に答申文の案の朗読をお願いいたします。

賃金指導官

それでは、朗読させていただきます。

最賃審発第10号

令和3年8月5日

熊本労働局長 木下正人 殿

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は令和3年7月8日付 熊労発基0708第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

なお、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については公労使委員共通の認識であり、中小企業に対する業務改善助成金等の各種支援策について、制度の改善を行うとともに、一層の利用及び活用を促進するよう、熊本労働局に対して強く要望する。併せて、熊本労働局には、「パートナーシップ構築宣言」を通じた取引環境の整備も含め、中小企業への各種支援を行うよう、関係機関への働きかけを強く要望する。

別紙1

熊本県最低賃金

- 1 適用する地域 熊本県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1時間821円

5 この最低賃金において賃金に参入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 令和3年10月1日

以上でございます。

会長 ただいま答申文(案)について、何かご意見はありませんでしょうか。

特段ないようでしたら、この答申文を局長に答申したいと思
います。

(マスコミ 入室)

局長 それでは、ただいま答申を頂きましたので、私からあいさつを
させていただきますと思います。

7月8日に諮問をさせていただきました熊本県最低賃金の改正決定につ
きましては、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、またお暑
い中、若干新型コロナの感染がちょっと戻ってきている中、短期間
に精力的にご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

今年は、昨年が目安が出ない中、この経済状況の悪い中のすごく
難しい審議だったんですけれども、今年は違った意味で一部経済的
に上向きになっているところもあれば、引き続き事業の厳しいところ
もあるということで、昨年とは違った難しさがあったんじゃないかな
と思っているところでございます。そういった中で、短期間に審議を
いただき、全会一致とはならなかったものの答申を頂いたことに関
しましては、本当にありがたく頂戴いたしました。

この答申を大事にいたしまして、これから所定の手続きをさせ
ていただきます。異議申出の公示をしたりということで、10月1
日の発効を目指すわけでございますけれども、円滑な施行に向けま
して、われわれといたしましてはこの答申文でもございますように、
さまざまな支援策を丁寧に説明するとともに、迅速に公布などして、
県内の事業場の賃上げが円滑に進むように全力を挙げて進んでまい
る所存でございますので、引き続き、皆様方にはよろしくお願
いしたいと思います。

今後、特定最低賃金の審議もでございます。くれぐれも感染予防

に留意しながら、後半の審議にも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。

会長 すみません、一言つけ加えます。今日は、先ほど答申文を局長にお渡しをいたしまして、本文につけた、「なお」書きのところでのろんな支援をお願ひしますということをつけてありますので、よろしくお願ひいたします。

賃金指導官 恐縮ですが、マスコミの方の撮影及び録音はここまででお願ひいたします。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、次の議題に入ります。特定最低賃金の改正決定の必要性有無についての答申でございます。特定最低賃金の改正決定の有無につきまして、本日開催されました第1回運営小委員会、ここで審議を行いまして、若干略称になりますが、電気及び輸送につきましては全会一致で改正決定の必要性ありということになりました。百貨店につきましては、労働協約の賃金の最も低い額であります時間額が817円でありますために、今回の地賃の改正がされますと、そもそもの条件になっているところから外れますので、改正決定の必要性なしとして今回は開催を見送るという結論が出されました。

それでは、報告文を事務局から朗読してください。

賃金指導官 それでは朗読させていただきます。

令和3年8月5日

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿

熊本地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 高峰武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和3年7月8日熊本地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、及び「熊本県自動車・同附属品製造業、

船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。「熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金」については、改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は下記のとおりある。

記

1 公益代表委員 泉潤 倉田賀世 諏佐マリ 高峰武 本田悟士

2 労働者代表委員 児玉智勝 猿渡研一 山本寛

3 使用者代表委員 岩永秀則 坂本浩 原悟

以上でございます。

会長

ただいまの報告文について、何か質問、ご意見はございませんでしょうか。

なければ、運営小委員会の報告を受けまして、本審議会として答申を行うための審議をいたします。何かご意見等はございませんか。

それでは、これ以上ご意見等がございませんようですので、答申文を取りまとめたいと思います。

事務局は答申文（案）を配布して、朗読をしてください。

賃金指導官

それでは、朗読させていただきます。

（案）

熊賃審発第11号

令和3年8月5日

熊本労働局長 木下正人 殿

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金他2件の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月8日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問があった下記の最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に討議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報

通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

3 熊本県百貨店，総合スーパー最低賃金について、改正決定する必要がない。

以上でございます。

会長 ただいまの答申文（案）について、何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、ただいまの答申案の文案通りまとめてよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

会長 それでは、まとめたのをこれから熊本労働局長に答申いたします。

局長 ありがとうございます。

会長 次に進みます。ただいま局長に対して必要性ありの答申を行いましたので、次に第3番目の議題になります。熊本県特定最低賃金の改正決定についての諮問であります。それでは、局長お願いいたします。

局長 よろしく申し上げます。

会長 ただいま諮問文を頂戴いたしました。各委員のお手元に今、諮問文の写しが配布されておりますが、議事録に中身をとどめるために、事務局に朗読をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

賃金指導官 それでは、朗読させていただきます。
熊労発基0805第1号
令和3年8月5日
地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿

熊本労働局局長 木下正人

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第3号）

2 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第4号）

以上でございます。

会長

それでは、今後の取り扱いですけれども、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、2つの特定最低賃金専門部会を設置し、審議をお願いすることにいたします。つきましては、特定最低専門部会委員の任命と関係者からの意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

ご説明いたします。まず、特定最低賃金専門部会委員の任命についてでございます。熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会委員の任命でございますが、最低賃金審議会令第6条第4項で準用いたしております同令第3条に規定されております。「労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係者（関係者の団体を含む）に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない」とされております。

この規程に基づきまして、8月6日金曜日から8月25日水曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行う予定にいたしております。また併せて、熊本労働局ホームページにも掲載することとしております。専門部会の日程調整のため、できるだけ早い推薦手続きのご協力をよろしくお願いいたします。

次に関係者からの意見聴取でございますが、最低賃金法第25条第5項及び最低賃金法施行規則第11条に規定されております。「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正、若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」「都道府県労働局長は調査審議を求めた場合には、遅滞なく、①最低賃金審議会が当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこと、②意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は、一定の期日までに、最低賃金審議会に意見書を提出すべきことを公示するものとする」とされております。

この規定に基づきまして、8月6日金曜日から8月25日水曜日まで、熊本地方合同庁舎の掲示板に、関係者からの意見聴取に関する公示を行う予定にいたしております。また併せて、熊本労働局のホームページにも掲載することとしております。

以上でございます。

会長

労使関係者の皆様におかれましては、専門部会委員の推薦の手続きにつきまして、先ほど期限も出ましたので、できるだけ早igo協力をお願いしたいと思います。ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

ございませんでしたら、次の議題に入ります。これは、専門部会における決議の取り扱いであります。最低賃金審議会令第6条第5項で、審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定しております。

それで従来通りなんですけれども、各特定最低賃金専門部会が全会一致で議決した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、各特定最低賃金専門部会の決議をもって当審議会の決議とするとしてよろしいでしょうか。つまり、専門部会の決議、全会一致であれば、本審の決議とするということの確認であります。よろしいでしょうか。

委員全員

はい。

会長

ありがとうございます。それでは、各専門部会で全会一致できた場合には、審議会令第6条第5項を適用することにいたしま

す。

次に、特定最低賃金審議予定の確認でございます。事務局から日程の説明をお願いします。

賃金室長

特定最低賃金審議予定に関しまして、ご説明いたします。改正決定についての諮問が行われましたので、法令の規定により特定最低賃金専門部会を設置することになります。そのため、先ほど申しました通り、労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を8月25日水曜日まで行わせていただきます。

今年についても、10月14日木曜日までに答申を終えなければ12月15日の発効となりませんので、ご協力のほどよろしく願いいたします。この間の日程調整につきましては、今後メールで送付いたしますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

会長

ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

先ほどの運営小委員会でもお願いしたんですけれども、それぞれお忙しい方がおられますので、早め早めの日程確定をお願いしたいと思います。

以上で予定されておりました議題は全て終了いたしました。何かほかにごございませんでしょうか。

よろしいですか。事務局から、次回審議についての説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは、説明させていただきます。本日、地域別最低賃金の答申の運びとなりましたので、本日8月5日から異議申出の公示を行います。公示期間は8月20日金曜日までと定めます。異議申出が提出されますと、異議申出に係る審議を行うこととなりますので、公示期間後の8月23日月曜日午前10時より、第4回本審をA棟1階大会議室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

確認です。異議の申出があれば、異議審が8月23日月曜日10時ですね。あるということで、20日までになればその日程はないということですかね。

分かりました。一応、8月23日は異議審ということでご周知方お願いいたします。

最後になりますけれども、本日の議事録及び資料の公開については、どうでしょうか。本審は公開となるんですか。

基準部長 ご確認いただいた上で公開します。

会長 一応、皆さん公開ということにしますので、よろしいでしょうか。

委員全員 はい。

会長 それでは、議事録及び資料については公開ということでいきますか。

以上で本日の審議を終了したいと思います。なかなか、全会一致にはなりません。残念ではありますが、それぞれ意見を出していただいたことはよかったかなと思っております。公益としては、新しい制度を利用し、それから全体性、公平性ということで総合判断をしたつもりであります。最終的に、ここで議決をしていただいております。ありがとうございます。

今年は、特定最低賃金は百貨店が改正の必要性なしということになりますけれども、2つ議論していかなければなりません。それぞれ産業的にはまだ難しい問題を抱えていると思いますので、忌憚のない意見を出し合って、熊本らしい賃金を決めていきたいと思っております。

今日はありがとうございます。これで終わります。

全員 ありがとうございました。